

一定の病気等

(1) 道路交通法第90条第1項1号(免許の拒否等)

- イ 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定める(統合失調症)
- ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらすものであって政令で定めるてんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症
- ハ 自動車等の安全な運転に支障を及ぼす病気として政令で定めるもの躁うつ病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

(2) 道路交通法第90条第1項第1号の2

介護保険法第5条の2に規定する認知症である者

(3) 道路交通法第90条第2項

アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者のいずれかに該当する者については政令で定める基準により、免許を拒否、あるいは取り消される(第90条第5項、第6項)こととなります。

質 問 票

次の事項について、該当する□に レ 印を付けて回答してください。

- | | | |
|---|-----------------------------|------------------------------|
| 1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

(注意事項)

- 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)
- 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 3 提出しない場合は手続きできません。